

# 狛江市の監査

令和4年6月

狛江市監査委員事務局



## ま え が き

「狛江市の監査」を作成しました。

これは、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。

併せて、参考のため、地方自治法第199条第14項の規定に基づく市長等の措置  
通知文書についても掲載しました。

令和4年6月



## 目 次

- 1 定期監査
  - (1) 令和3年度定期監査の結果について（報告）……………3  
監査対象 教育部 学校教育課、教育支援課、指導室
  
- 2 財政援助団体監査
  - (1) 令和3年度財政援助団体監査の結果について（報告）……………25  
団 体 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
所 管 課 福祉保健部 福祉政策課
  
- 3 工事監査
  - (1) 令和3年度工事監査の結果について（報告）……………37  
工事件名 市道第523・533号線（ぽかぽか広場）整備（第Ⅰ期）工事  
所 管 課 都市建設部整備課（工事担当課）  
総務部総務課（契約担当課）
  
- 4 監査に係る措置結果
  - (1) 定期監査の結果に基づく措置について（通知）……………49  
子ども家庭部 子ども政策課、児童育成課、子ども発達支援課
  
  - (2) 財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）……………53  
福祉保健部 福祉政策課
  
  - (3) 令和3年度工事監査の結果に基づく措置について（報告）……………57  
都市建設部整備課
  
  - (4) 定期監査の結果に基づく措置について（通知）……………61  
教育部 学校教育課、教育支援課、指導室



# 1 定期監査





(写)

狛監委発第 000092 号  
令和 4 年 3 月 25 日

狛江市長  
松原 俊雄 様

狛江市議会議長  
谷田部 一之 様

狛江市教育長  
柏原 聖子 様

狛江市監査委員 東海林 和彦  
(公印省略)

同 石川 和広  
(公印省略)

令和3年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 9 項、第 10 項及び第 11 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。



令和3年度  
定期監査報告書

教育部

学校教育課  
教育支援課  
指導室

狛江市監査委員



# 令和3年度定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象

教育部（学校教育課、教育支援課、指導室）

## 第3 監査の範囲

令和3年4月1日から11月30日までに執行した財務に関する事務  
と関連する事業

## 第4 監査の期間

令和3年10月29日から令和4年3月24日まで  
〔監査の実施日 令和4年2月7日〕

## 第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合法的かつ効率的に行われているかを主眼として関係書類を審査し、担当職員から説明を聴取して実施した。

## 第6 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努められているものの、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

〔各課共通〕

### 1 備品の管理について

備品の管理については、財務会計システム（備品管理支援）の活用により行われているが、各課に備品の管理状況について確認するも備品台帳と現物との突合等、備品の確認は行われていない状況が見受けられた。今後は、備品台帳と現物の定期的な突合を行い、不要備品の廃棄、寄贈備品の登録等も含め、適正な備品管理に努めていただきたい。

## 〔学校教育課〕

### 1 事務処理について

令和3年3月に行われた緑野小学校の食器洗浄機修繕にあたり、学校教育課で支出処理後（3月起票）、同案件に対し緑野小学校においても令和3年度予算にて支出処理（4月起票）が行われていた。その後、2重払いが判明し、緑野小学校処理分が戻入処理されていた。原因は、債権者が事務処理を誤り請求書を2通作成し、学校教育課、緑野小学校それぞれに請求していたためとのことで、2度目の支払後、債権者からの問い合わせで発覚したとのことであった。

本案件は、債権者からの問い合わせが無ければ判明しなかった可能性もある。学校修繕等では、学校教育課予算で対応することもあるとのことから、同じような誤りが発生しないよう、それぞれの案件に対し各学校との連絡・調整をしっかりと行い事業を進めていただきたい。

### 2 医薬用外毒物劇物の管理について

狛江第二中学校の医薬用外毒物劇物管理簿及び薬品別使用簿において、記入内容に不備（数量誤り、未記入）が見受けられた。今回の誤りの発生は、管理簿の記入項目が不足していたことも一因と考えられる。保健衛生上の危害を未然に防止するため、他の小中学校も含め、再度、取扱いに対する認識を改め、様式の見直し等も含め、毒物及び劇物等薬品の適正な管理をするよう指導に努めていただきたい。

### 3 運転日報について

自動車運行管理において、運転日報に記載漏れ等、不備が散見された。運転日報は、自動車の安全な運転を確保するために必要な事項として、道路交通法等で定められている業務である。自動車は他課の職員も利用するところではあるが、車両及び使用管理のため、狛江市自動車管理規程及び狛江市有自動車安全運転管理規程に則り、自動車の整備及び点検にも留意し、常に安全な運行を図るよう努められたい。

### 4 鍵の管理について

給食センター内で管理している鍵については、鍵のかかるキーボックスに保管されていた。しかし、スペアキーについても、本鍵と一緒に保管されていたことから、同時に紛失してしまう危険も考えられる。

管理や保管状況を明確にし、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

## 〔指導室〕

### 1 外部指導員について

技術指導員報酬、外部指導員出勤記録では、活動時間が長い指導員では5時間、短い指導員では40分が見受けられた。部活動は、教育委員会において定められた「狛江市部活動ガイドライン」の活動方針にて、活動時間は平日2時間程度、土日3時間程度と定められている。長時間の活動により生徒に過度な負担とならないようガイドラインに沿った適切な活動を促していただきたい。

### 2 OA関係保守委託について

児童生徒用パソコン保守委託をはじめ、OA関係保守委託において同一業者と随意契約しているものが見受けられる。それらをまとめて一括契約することにより、管理費等が抑えられる可能性も考えられることから、一括契約の可能性やメリット・デメリットを検証し、より有効な契約手続きをとるように努められたい。

### 3 行事関係の委託契約書について

遠足・集団宿泊的行事委託、旅行・集団宿泊的行事委託における看護師の宿泊費について、契約に基づき支出しているとのことであった。しかし、委託仕様書には看護師の宿泊料については明記されていないことから、実態に即した適切な仕様書に修正されたい。

### 4 運転日報について

自動車運行管理において、運転日報に記載漏れ等、不備が散見された。運転日報は、自動車の安全な運転を確保するために必要な事項として、道路交通法等で定められている業務である。自動車は他課の職員も利用するところではあるが、車両及び使用管理のため、狛江市自動車管理規程及び狛江市有自動車安全運転管理規程に則り、自動車の整備及び点検にも留意し、常に安全な運行を図るよう努められたい。

### 5 鍵の管理について

管理している鍵については不特定多数の人が持ち出せる鍵のかからない引き出しに保管されていた。また、鍵のリストが作成されておらず、鍵の所有状況等が把握できない状況であった。

鍵の管理については、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

〔教育支援課〕

1 令和2年5月に開所した「ひだまりセンター」は、「教育支援センター」・「児童発達支援センター」・「子ども家庭支援センター」の3センターが「きづく」・「よりそう」・「ささえる」・「つなぐ」の4つの視点で連携を取り、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、個人の成長に合わせ切れ目なく、垣根のない支援を行い、自立した生活や社会参加を目指す施設となっている。教育支援課の主な業務は、教育、就学、転学に関する相談、不登校や学校生活に配慮を要する児童・生徒への支援等となっており、これからの切り開いていく子ども達にとって非常に重要な役割を担っている。コロナ禍により、事業等への影響も出ているところではあるが、重要な責務を担うべく業務に努められたい。

予算執行状況表

(令和3年4月1日から11月30日までの執行分)

(1) 学校教育課 (小学校・中学校分を除く。)

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
14 使用料及び手数料	323,000	310,834	310,834	0	100.0
1 使用料	323,000	307,794	307,794	0	100.0
1 総務使用料	201,000	199,684	199,684	0	100.0
1 財産管理使用料	201,000	199,684	199,684	0	100.0
5 教育使用料	122,000	108,110	108,110	0	100.0
1 学校使用料	20,000	6,110	6,110	0	100.0
2 給食センター使用料	102,000	102,000	102,000	0	100.0
2 手数料	0	3,040	3,040	0	100.0
1 総務手数料	0	3,040	3,040	0	100.0
1 総務手数料	0	3,040	3,040	0	100.0
15 国庫支出金	100,147,000	0	0	0	****
1 国庫負担金	23,911,000	0	0	0	****
3 教育費国庫負担金	23,911,000	0	0	0	****
1 学校教育費負担金	23,911,000	0	0	0	****
2 国庫補助金	76,236,000	0	0	0	****
5 教育費国庫補助金	76,236,000	0	0	0	****
1 学校教育費補助金	76,236,000	0	0	0	****
16 都支出金	80,557,000	14,000	14,000	0	100.0
2 都補助金	80,557,000	14,000	14,000	0	100.0
7 教育費都補助金	80,557,000	14,000	14,000	0	100.0
1 教育総務費補助金	80,557,000	14,000	14,000	0	100.0
21 諸収入	273,735,000	255,392,058	141,310,479	114,081,579	55.3
2 市預金利子	1,000	0	0	0	****
1 市預金利子	1,000	0	0	0	****
1 市預金利子	1,000	0	0	0	****
5 雑入	273,734,000	255,392,058	141,310,479	114,081,579	55.3
1 雑入	273,734,000	255,392,058	141,310,479	114,081,579	55.3
4 学校給食費	273,510,000	255,291,742	141,210,163	114,081,579	55.3
6 雑入	224,000	100,316	100,316	0	100.0
合 計	454,762,000	255,716,892	141,635,313	114,081,579	55.4



歳出（所属別事業別）

(単位:円及び%)

款	項	目	節	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率	
10	教育費				1,025,168,023	539,845,583	485,322,440	52.7	
	1	教育総務費			37,980,000	17,130,461	20,849,539	45.1	
		1	教育委員会費		4,322,000	2,759,120	1,562,880	63.8	
			1	委員会関係費	4,322,000	2,759,120	1,562,880	63.8	
				1	報酬	4,061,000	2,707,200	1,353,800	66.7
				7	報償費	35,000	0	35,000	0.0
				8	旅費	48,000	0	48,000	0.0
				9	交際費	100,000	20,000	80,000	20.0
				10	需用費	7,000	0	7,000	0.0
				11	役務費	1,000	0	1,000	0.0
				18	負担金、補助及び交付金	70,000	31,920	38,080	45.6
		2	事務局費		29,224,000	11,363,413	17,860,587	38.9	
			2	一般事務費	4,927,000	2,714,700	2,212,300	55.1	
				1	報酬	2,078,000	1,339,840	738,160	64.5
				3	職員手当等	400,000	200,000	200,000	50.0
				8	旅費	157,000	7,582	149,418	4.8
				10	需用費	1,188,000	616,175	571,825	51.9
				11	役務費	212,000	180,628	31,372	85.2
				13	使用料及び賃借料	758,000	331,575	426,425	43.7
				18	負担金、補助及び交付金	134,000	38,900	95,100	29.0
			3	教育広報関係費	3,067,000	1,505,721	1,561,279	49.1	
				10	需用費	1,049,000	389,070	659,930	37.1
				11	役務費	370,000	176,068	193,932	47.6
				12	委託料	327,000	190,575	136,425	58.3
				13	使用料及び賃借料	1,321,000	750,008	570,992	56.8
			4	奨学金支給事務	3,795,000	1,897,200	1,897,800	50.0	
				7	報償費	3,795,000	1,897,200	1,897,800	50.0
			5	西和泉体育館、西和泉グラウンド維持管理費	4,140,000	763,865	3,376,135	18.5	
				10	需用費	1,180,000	160,915	1,019,085	13.6
				11	役務費	78,000	48,000	30,000	61.5
				12	委託料	2,882,000	554,950	2,327,050	19.3
			6	学校安全対策費	13,295,000	4,481,927	8,813,073	33.7	
				7	報償費	9,000	6,000	3,000	66.7
				10	需用費	1,042,000	208,595	833,405	20.0
				11	役務費	105,000	87,500	17,500	83.3
				12	委託料	11,361,000	3,774,152	7,586,848	33.2
				13	使用料及び賃借料	778,000	405,680	372,320	52.1
		3	教育指導費		4,434,000	3,007,928	1,426,072	67.8	
			1	就学事務費	4,434,000	3,007,928	1,426,072	67.8	
				10	需用費	302,000	109,164	192,836	36.1
				11	役務費	286,000	49,952	236,048	17.5
				12	委託料	2,557,000	2,097,348	459,652	82.0
				13	使用料及び賃借料	1,289,000	751,464	537,536	58.3

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	目				
2	小学校費	575,923,023	302,808,872	273,114,151	52.6
1	学校管理費	232,488,100	147,634,682	84,853,418	63.5
1	学校維持管理費	225,176,100	147,604,322	77,571,778	65.6
1	報酬	10,864,000	6,851,282	4,012,718	63.1
3	職員手当等	2,152,000	958,400	1,193,600	44.5
8	旅費	6,000	816	5,184	13.6
9	交際費	270,000	270,000	0	100.0
10	需用費	90,549,000	70,814,679	19,734,321	78.2
11	役務費	5,368,000	2,540,485	2,827,515	47.3
12	委託料	113,208,040	64,457,694	48,750,346	56.9
13	使用料及び賃借料	2,320,060	1,347,126	972,934	58.1
18	負担金、補助及び交付金	439,000	363,840	75,160	82.9
2	学校管理用備品整備	7,312,000	30,360	7,281,640	0.4
17	備品購入費	7,312,000	30,360	7,281,640	0.4
2	教育振興費	29,719,000	6,469,295	23,249,705	21.8
1	教育振興費	1,848,000	122,100	1,725,900	6.6
7	報償費	1,295,000	0	1,295,000	0.0
10	需用費	30,000	0	30,000	0.0
11	役務費	523,000	122,100	400,900	23.3
2	就学援助	26,117,000	5,787,006	20,329,994	22.2
10	需用費	66,000	63,250	2,750	95.8
11	役務費	109,000	23,884	85,116	21.9
12	委託料	22,000	0	22,000	0.0
19	扶助費	25,920,000	5,699,872	20,220,128	22.0
3	理科教育等設備整備費	0	0	0	****
17	備品購入費	0	0	0	****
4	教科書採択関係費	1,754,000	560,189	1,193,811	31.9
10	需用費	1,754,000	560,189	1,193,811	31.9
3	特別支援学級費	4,126,000	777,574	3,348,426	18.8
1	特別支援教育就学奨励費	4,126,000	777,574	3,348,426	18.8
19	扶助費	4,126,000	777,574	3,348,426	18.8
4	学校保健衛生費	33,158,000	19,798,771	13,359,229	59.7
1	学校保健衛生費	6,257,000	1,830,625	4,426,375	29.3
1	報酬	365,000	226,823	138,177	62.1
7	報償費	117,000	0	117,000	0.0
10	需用費	3,499,000	31,770	3,467,230	0.9
12	委託料	2,023,000	1,319,972	703,028	65.2
17	備品購入費	226,000	225,060	940	99.6
18	負担金、補助及び交付金	27,000	27,000	0	100.0
2	学校医報償	17,021,000	9,754,306	7,266,694	57.3
7	報償費	17,021,000	9,754,306	7,266,694	57.3
3	検診事業	5,425,000	3,831,410	1,593,590	70.6
7	報償費	130,000	0	130,000	0.0
12	委託料	5,295,000	3,831,410	1,463,590	72.4
4	災害共済基金	4,455,000	4,382,430	72,570	98.4
18	負担金、補助及び交付金	4,455,000	4,382,430	72,570	98.4
5	学校給食費	276,431,923	128,128,550	148,303,373	46.4
2	学校給食費	276,431,923	128,128,550	148,303,373	46.4
1	報酬	1,393,000	714,690	678,310	51.3
7	報償費	226,000	0	226,000	0.0
10	需用費	70,505,923	9,002,503	61,503,420	12.8
11	役務費	4,161,000	1,542,823	2,618,177	37.1
12	委託料	183,558,000	100,470,076	83,087,924	54.7
17	備品購入費	16,582,000	16,393,058	188,942	98.9
18	負担金、補助及び交付金	6,000	5,400	600	90.0

(単位:円及び%)

款	目	節	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
3	中学校費			411,265,000	219,906,250	191,358,750	53.5
	1	学校管理費		104,969,000	60,813,751	44,155,249	57.9
		2	学校維持管理費	101,872,000	60,813,751	41,058,249	59.7
		1	報酬	7,246,000	4,582,610	2,663,390	63.2
		3	職員手当等	1,436,000	709,750	726,250	49.4
		8	旅費	8,000	0	8,000	0.0
		9	交際費	180,000	180,000	0	100.0
		10	需用費	44,195,000	30,560,943	13,634,057	69.2
		11	役務費	3,406,000	1,664,537	1,741,463	48.9
		12	委託料	42,869,000	21,529,285	21,339,715	50.2
		13	使用料及び賃借料	1,791,000	1,025,756	765,244	57.3
		18	負担金、補助及び交付金	741,000	560,870	180,130	75.7
		3	学校管理用備品整備	3,097,000	0	3,097,000	0.0
		17	備品購入費	3,097,000	0	3,097,000	0.0
	2	教育振興費		35,614,000	11,827,486	23,786,514	33.2
		1	教育振興費	768,000	69,300	698,700	9.0
		7	報償費	529,000	0	529,000	0.0
		10	需用費	0	0	0	****
		11	役務費	239,000	69,300	169,700	29.0
		2	就学援助	27,246,045	4,158,231	23,087,814	15.3
		11	役務費	20,000	9,198	10,802	46.0
		12	委託料	9,000	0	9,000	0.0
		19	扶助費	27,217,045	4,149,033	23,068,012	15.2
		3	理科教育等設備整備費	0	0	0	****
		17	備品購入費	0	0	0	****
		4	教科書採択関係費	7,599,955	7,599,955	0	100.0
		10	需用費	7,599,955	7,599,955	0	100.0
	3	特別支援学級費		4,093,000	479,724	3,613,276	11.7
		1	特別支援教育就学奨励費	4,093,000	479,724	3,613,276	11.7
		19	扶助費	4,093,000	479,724	3,613,276	11.7
	4	学校保健衛生費		24,565,000	11,179,064	13,385,936	45.5
		1	学校保健衛生費	8,125,000	1,014,389	7,110,611	12.5
		1	報酬	172,000	67,725	104,275	39.4
		10	需用費	6,645,000	0	6,645,000	0.0
		12	委託料	1,175,000	813,714	361,286	69.3
		17	備品購入費	115,000	114,950	50	100.0
		18	負担金、補助及び交付金	18,000	18,000	0	100.0
		2	学校医報償	10,766,000	6,246,350	4,519,650	58.0
		7	報償費	10,766,000	6,246,350	4,519,650	58.0
		3	検診事業	4,031,000	2,302,340	1,728,660	57.1
		7	報償費	130,000	26,000	104,000	20.0
		12	委託料	3,901,000	2,276,340	1,624,660	58.4
		4	災害共済基金	1,643,000	1,615,985	27,015	98.4
		18	負担金、補助及び交付金	1,643,000	1,615,985	27,015	98.4
	5	学校給食費		242,024,000	135,606,225	106,417,775	56.0
		2	給食センター管理運営費	57,157,000	46,761,220	10,395,780	81.8
		10	需用費	23,084,000	19,294,357	3,789,643	83.6
		11	役務費	3,045,000	1,455,547	1,589,453	47.8
		12	委託料	9,990,000	5,466,560	4,523,440	54.7
		13	使用料及び賃借料	461,000	199,156	261,844	43.2
		17	備品購入費	20,577,000	20,345,600	231,400	98.9
		3	中学校給食費	184,867,000	88,845,005	96,021,995	48.1
		7	報償費	6,000	0	6,000	0.0
		10	需用費	90,334,000	46,388,780	43,945,220	51.4
		11	役務費	560,000	77,540	482,460	13.8
		12	委託料	93,551,000	42,378,685	51,172,315	45.3
		17	備品購入費	416,000	0	416,000	0.0
		合 計		1,025,168,023	539,845,583	485,322,440	52.7

## (2) 学校教育課 (小学校分合計)

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項目				
10	教育費	197,399,017	134,811,528	62,587,489	68.3
2	小学校費	197,399,017	134,811,528	62,587,489	68.3
1	学校管理費	13,350,052	5,900,573	7,449,479	44.2
1	学校維持管理費	13,350,052	5,900,573	7,449,479	44.2
10	需用費	10,082,112	4,081,343	6,000,769	40.5
11	役務費	1,330,000	658,031	671,969	49.5
13	使用料及び賃借料	1,086,940	503,586	583,354	46.3
17	備品購入費	851,000	657,613	193,387	77.3
2	教育振興費	28,164,888	16,102,557	12,062,331	57.2
1	教育振興費	26,364,888	14,403,222	11,961,666	54.6
10	需用費	23,834,888	12,329,062	11,505,826	51.7
17	備品購入費	2,530,000	2,074,160	455,840	82.0
3	理科教育等設備整備費	1,800,000	1,699,335	100,665	94.4
17	備品購入費	1,800,000	1,699,335	100,665	94.4
4	学校保健衛生費	1,420,000	637,035	782,965	44.9
1	学校保健衛生費	1,420,000	637,035	782,965	44.9
10	需用費	1,321,000	582,035	738,965	44.1
11	役務費	40,000	0	40,000	0.0
17	備品購入費	59,000	55,000	4,000	93.2
5	学校給食費	154,464,077	112,171,363	42,292,714	72.6
2	学校給食費	154,464,077	112,171,363	42,292,714	72.6
10	需用費	154,248,077	111,976,223	42,271,854	72.6
17	備品購入費	216,000	195,140	20,860	90.3
	合 計	197,399,017	134,811,528	62,587,489	68.3

## (3) 学校教育課 (中学校分合計)

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項目				
10	教育費	32,837,000	18,786,264	14,050,736	57.2
3	中学校費	32,837,000	18,786,264	14,050,736	57.2
1	学校管理費	9,901,000	4,669,042	5,231,958	47.2
2	学校維持管理費	9,901,000	4,669,042	5,231,958	47.2
10	需用費	8,033,000	3,491,493	4,541,507	43.5
11	役務費	694,000	464,333	229,667	66.9
13	使用料及び賃借料	673,000	278,100	394,900	41.3
17	備品購入費	501,000	435,116	65,884	86.8
2	教育振興費	22,046,000	13,716,786	8,329,214	62.2
1	教育振興費	19,246,000	11,154,996	8,091,004	58.0
10	需用費	16,094,000	8,603,541	7,490,459	53.5
13	使用料及び賃借料	62,000	0	62,000	0.0
17	備品購入費	3,090,000	2,551,455	538,545	82.6
3	理科教育等設備整備費	2,800,000	2,561,790	238,210	91.5
17	備品購入費	2,800,000	2,561,790	238,210	91.5
4	学校保健衛生費	690,000	355,120	334,880	51.5
1	学校保健衛生費	690,000	355,120	334,880	51.5
10	需用費	596,000	336,948	259,052	56.5
11	役務費	75,000	0	75,000	0.0
17	備品購入費	19,000	18,172	828	95.6
5	学校給食費	200,000	45,316	154,684	22.7
3	中学校給食費	200,000	45,316	154,684	22.7
10	需用費	200,000	45,316	154,684	22.7
	合 計	32,837,000	18,786,264	14,050,736	57.2

## (4) 教育支援課 (小学校・中学校分を除く。)

## 歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
14 使用料及び手数料	0	280	280	0	100.0
2 手数料	0	280	280	0	100.0
1 総務手数料	0	280	280	0	100.0
1 総務手数料	0	280	280	0	100.0
16 都支出金	6,736,000	0	0	0	****
2 都補助金	6,736,000	0	0	0	****
7 教育費都補助金	6,736,000	0	0	0	****
1 教育総務費補助金	6,736,000	0	0	0	****
合計	6,736,000	280	280	0	100.0

## 歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
10 教育費	111,870,394	50,142,270	61,728,124	44.8
1 教育総務費	69,809,000	35,786,899	34,022,101	51.3
2 事務局費	12,000	5,447	6,553	45.4
2 一般事務費	12,000	5,447	6,553	45.4
8 旅費	12,000	5,447	6,553	45.4
3 教育指導費	69,797,000	35,781,452	34,015,548	51.3
1 就学事務費	423,000	91,200	331,800	21.6
18 負担金、補助及び交付金	423,000	91,200	331,800	21.6
2 就学相談関係費	7,520,000	4,813,622	2,706,378	64.0
1 報酬	4,791,000	3,641,052	1,149,948	76.0
3 職員手当等	924,000	461,125	462,875	49.9
7 報償費	300,000	0	300,000	0.0
8 旅費	10,000	5,672	4,328	56.7
10 需用費	265,000	179,850	85,150	67.9
11 役務費	30,000	5,923	24,077	19.7
12 委託料	1,200,000	520,000	680,000	43.3
3 特別支援教育支援員	12,543,003	4,749,400	7,793,603	37.9
1 報酬	12,229,000	4,610,597	7,618,403	37.7
3 職員手当等	125,003	125,003	0	100.0
7 報償費	75,000	13,800	61,200	18.4
8 旅費	80,000	0	80,000	0.0
11 役務費	16,000	0	16,000	0.0
13 使用料及び賃借料	18,000	0	18,000	0.0
4 指導一般事務費	251,000	0	251,000	0.0
18 負担金、補助及び交付金	251,000	0	251,000	0.0
5 教育相談関係費	21,081,000	11,615,510	9,465,490	55.1
1 報酬	17,423,000	9,780,974	7,642,026	56.1
3 職員手当等	3,350,000	1,653,750	1,696,250	49.4
7 報償費	54,000	26,700	27,300	49.4
8 旅費	10,000	0	10,000	0.0
10 需用費	179,000	98,548	80,452	55.1
17 備品購入費	59,000	50,138	8,862	85.0
18 負担金、補助及び交付金	6,000	5,400	600	90.0

(単位:円及び%)

款	項目	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
	6	不登校対策支援	19,727,000	10,146,544	9,580,456	51.4
	1	報酬	13,886,000	8,205,918	5,680,082	59.1
	3	職員手当等	1,953,000	1,005,375	947,625	51.5
	7	報償費	1,835,000	788,700	1,046,300	43.0
	8	旅費	100,000	630	99,370	0.6
	10	需用費	126,900	107,242	19,658	84.5
	11	役務費	10,100	7,500	2,600	74.3
	12	委託料	1,683,000	0	1,683,000	0.0
	13	使用料及び賃借料	80,000	6,979	73,021	8.7
	17	備品購入費	53,000	24,200	28,800	45.7
	7	特別支援教育推進	912,000	385,400	526,600	42.3
	7	報償費	738,000	377,400	360,600	51.1
	11	役務費	8,000	8,000	0	100.0
	13	使用料及び賃借料	166,000	0	166,000	0.0
	8	夏季休業水泳指導	195,997	0	195,997	0.0
	7	報償費	174,997	0	174,997	0.0
	11	役務費	21,000	0	21,000	0.0
	9	学校と家庭の連携推進	3,546,000	1,692,861	1,853,139	47.7
	7	報償費	3,546,000	1,692,861	1,853,139	47.7
	11	教育支援センター関係費	3,598,000	2,286,915	1,311,085	63.6
	1	報酬	2,654,000	1,807,420	846,580	68.1
	3	職員手当等	529,000	264,250	264,750	50.0
	10	需用費	274,000	130,250	143,750	47.5
	11	役務費	12,000	1,680	10,320	14.0
	13	使用料及び賃借料	129,000	83,315	45,685	64.6
2		小学校費	30,072,029	9,722,698	20,349,331	32.3
	3	特別支援学級費	30,072,029	9,722,698	20,349,331	32.3
	2	特別支援学級維持管理費	30,070,823	9,722,698	20,348,125	32.3
	1	報酬	19,289,000	8,307,423	10,981,577	43.1
	3	職員手当等	2,249,000	940,564	1,308,436	41.8
	7	報償費	18,900	0	18,900	0.0
	8	旅費	146,000	5,971	140,029	4.1
	10	需用費	1,000,000	77,000	923,000	7.7
	11	役務費	382,342	369,600	12,742	96.7
	12	委託料	6,948,000	22,140	6,925,860	0.3
	13	使用料及び賃借料	36,904	0	36,904	0.0
	17	備品購入費	677	0	677	0.0
	3	特別支援教室関係費	1,206	0	1,206	0.0
	7	報償費	600	0	600	0.0
	10	需用費	0	0	0	****
	11	役務費	160	0	160	0.0
	13	使用料及び賃借料	438	0	438	0.0
	17	備品購入費	8	0	8	0.0
3		中学校費	11,989,365	4,632,673	7,356,692	38.6
	3	特別支援学級費	11,989,365	4,632,673	7,356,692	38.6
	2	特別支援学級維持管理費	11,988,497	4,632,673	7,355,824	38.6
	1	報酬	7,386,000	3,412,237	3,973,763	46.2
	3	職員手当等	1,321,000	447,800	873,200	33.9
	7	報償費	18,000	0	18,000	0.0
	8	旅費	68,000	0	68,000	0.0
	10	需用費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
	11	役務費	575,000	563,420	11,580	98.0
	12	委託料	1,505,000	111,946	1,393,054	7.4
	13	使用料及び賃借料	24,847	8,170	16,677	32.9
	17	備品購入費	90,650	89,100	1,550	98.3
	3	特別支援教室関係費	868	0	868	0.0
	7	報償費	400	0	400	0.0
	10	需用費	0	0	0	****
	11	役務費	0	0	0	****
	13	使用料及び賃借料	100	0	100	0.0
	17	備品購入費	368	0	368	0.0
		合 計	111,870,394	50,142,270	61,728,124	44.8

## (5) 教育支援課 (小学校分合計)

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	目				
10	教育費	4,168,971	2,153,725	2,015,246	51.7
2	小学校費	4,168,971	2,153,725	2,015,246	51.7
3	特別支援学級費	4,168,971	2,153,725	2,015,246	51.7
2	特別支援学級維持管理費	2,040,177	891,387	1,148,790	43.7
7	報償費	460,100	110,100	350,000	23.9
10	需用費	787,360	275,409	511,951	35.0
11	役務費	36,658	32,014	4,644	87.3
13	使用料及び賃借料	426,096	159,594	266,502	37.5
17	備品購入費	329,963	314,270	15,693	95.2
3	特別支援教室関係費	2,128,794	1,262,338	866,456	59.3
7	報償費	590,400	298,000	292,400	50.5
10	需用費	769,140	379,196	389,944	49.3
11	役務費	2,840	2,200	640	77.5
13	使用料及び賃借料	320,562	158,793	161,769	49.5
17	備品購入費	445,852	424,149	21,703	95.1
	合 計	4,168,971	2,153,725	2,015,246	51.7

## (6) 教育支援課 (中学校分合計)

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	目				
10	教育費	1,509,635	825,849	683,786	54.7
3	中学校費	1,509,635	825,849	683,786	54.7
3	特別支援学級費	1,509,635	825,849	683,786	54.7
2	特別支援学級維持管理費	1,013,503	488,341	525,162	48.2
7	報償費	30,000	0	30,000	0.0
10	需用費	563,000	290,065	272,935	51.5
11	役務費	55,000	0	55,000	0.0
13	使用料及び賃借料	246,153	98,671	147,482	40.1
17	備品購入費	119,350	99,605	19,745	83.5
3	特別支援教室関係費	496,132	337,508	158,624	68.0
7	報償費	124,600	62,300	62,300	50.0
10	需用費	120,000	81,243	38,757	67.7
11	役務費	5,000	5,000	0	100.0
13	使用料及び賃借料	108,900	51,333	57,567	47.1
17	備品購入費	137,632	137,632	0	100.0
	合 計	1,509,635	825,849	683,786	54.7

## (7) 指導室 (小学校・中学校分を除く。)

## 歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
14 使用料及び手数料	0	700	700	0	100.0
2 手数料	0	700	700	0	100.0
1 総務手数料	0	700	700	0	100.0
1 総務手数料	0	700	700	0	100.0
15 国庫支出金	2,856,000	0	0	0	****
3 委託金	2,856,000	0	0	0	****
4 教育費委託金	2,856,000	0	0	0	****
1 学校教育費委託金	2,856,000	0	0	0	****
16 都支出金	42,556,000	15,360,957	15,360,957	0	100.0
1 都負担金	10,000	763,875	763,875	0	100.0
3 教育費都負担金	10,000	763,875	763,875	0	100.0
1 教育総務費負担金	10,000	763,875	763,875	0	100.0
2 都補助金	36,707,000	10,412,816	10,412,816	0	100.0
7 教育費都補助金	36,707,000	10,412,816	10,412,816	0	100.0
1 教育総務費補助金	36,707,000	10,412,816	10,412,816	0	100.0
3 委託金	5,839,000	4,184,266	4,184,266	0	100.0
5 教育費委託金	5,839,000	4,184,266	4,184,266	0	100.0
1 教育総務費委託金	5,839,000	4,184,266	4,184,266	0	100.0
21 諸収入	1,000	0	0	0	****
2 市預金利子	1,000	0	0	0	****
1 市預金利子	1,000	0	0	0	****
1 市預金利子	1,000	0	0	0	****
合 計	45,413,000	15,361,657	15,361,657	0	100.0

## 歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
10 教育費	313,793,546	156,042,472	167,751,074	49.7
1 教育総務費	253,483,546	132,046,515	121,437,031	52.1
2 事務局費	521,000	173,873	347,127	33.4
2 一般事務費	453,000	172,410	280,590	38.1
8 旅費	192,000	35,208	156,792	18.3
10 需用費	62,000	16,052	45,948	25.9
11 役務費	13,000	12,250	750	94.2
13 使用料及び賃借料	186,000	108,900	77,100	58.5
7 教職員給与支給事務	68,000	1,463	66,537	2.2
10 需用費	68,000	1,463	66,537	2.2
3 教育指導費	252,962,546	131,872,642	121,089,904	52.1
4 指導一般事務費	26,636,000	12,720,318	13,915,682	47.8
1 報酬	20,838,000	11,192,621	9,645,379	53.7
3 職員手当等	5,001,000	1,222,523	3,778,477	24.4
8 旅費	156,000	10,780	145,220	6.9
10 需用費	195,000	66,484	128,516	34.1
11 役務費	62,000	0	62,000	0.0
13 使用料及び賃借料	374,000	217,910	156,090	58.3
18 負担金、補助及び交付金	10,000	10,000	0	100.0
7 特別支援教育推進	4,660,000	2,224,837	2,435,163	47.7
7 報償費	451,000	138,000	313,000	30.6
13 使用料及び賃借料	4,209,000	2,086,837	2,122,163	49.6



(単位:円及び%)

款	項	目	節	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
			8	夏季休業水泳指導	1,231,726	79,470	1,152,256	6.5
			7	報償費	1,195,742	67,500	1,128,242	5.6
			10	需用費	984	0	984	0.0
			11	役務費	35,000	11,970	23,030	34.2
			10	教職員福利厚生費	8,189,000	7,087,985	1,101,015	86.6
			7	報償費	360,000	140,000	220,000	38.9
			12	委託料	7,829,000	6,947,985	881,015	88.7
			11	教育支援センター関係費	1,505,000	877,261	627,739	58.3
			12	委託料	278,000	161,700	116,300	58.2
			13	使用料及び賃借料	1,227,000	715,561	511,439	58.3
			12	講師派遣	13,178,000	6,534,003	6,643,997	49.6
			1	報酬	12,828,000	6,382,503	6,445,497	49.8
			3	職員手当等	350,000	151,500	198,500	43.3
			13	ティーチングアシスタント	1,174,000	309,950	864,050	26.4
			7	報償費	1,080,000	292,500	787,500	27.1
			11	役務費	94,000	17,450	76,550	18.6
			14	教育研究推進	1,841,000	1,231,615	609,385	66.9
			7	報償費	756,000	500,720	255,280	66.2
			10	需用費	245,000	11,426	233,574	4.7
			11	役務費	10,000	6,469	3,531	64.7
			13	使用料及び賃借料	117,000	0	117,000	0.0
			18	負担金、補助及び交付金	713,000	713,000	0	100.0
			16	副読本関係費	1,041,000	465,520	575,480	44.7
			10	需用費	1,041,000	465,520	575,480	44.7
			17	連合行事・音楽鑑賞関係費	330,000	152,900	177,100	46.3
			7	報償費	11,000	0	11,000	0.0
			10	需用費	40,000	0	40,000	0.0
			11	役務費	274,000	152,900	121,100	55.8
			13	使用料及び賃借料	5,000	0	5,000	0.0
			19	国際理解教育促進	17,380,000	9,335,733	8,044,267	53.7
			7	報償費	1,600,000	124,000	1,476,000	7.8
			12	委託料	14,160,000	7,742,493	6,417,507	54.7
			13	使用料及び賃借料	1,620,000	1,469,240	150,760	90.7
			20	情報教育推進費	158,589,820	88,294,767	70,295,053	55.7
			10	需用費	5,076,562	3,709,092	1,367,470	73.1
			11	役務費	3,195,000	1,228,150	1,966,850	38.4
			12	委託料	37,295,000	20,339,748	16,955,252	54.5
			13	使用料及び賃借料	90,206,420	60,856,519	29,349,901	67.5
			17	備品購入費	22,063,580	1,408,000	20,655,580	6.4
			18	負担金、補助及び交付金	753,258	753,258	0	100.0
			21	学校プール指導員配置	198,000	163,920	34,080	82.8
			7	報償費	162,000	156,000	6,000	96.3
			11	役務費	36,000	7,920	28,080	22.0
			22	学校ボランティア協力員	18,000	0	18,000	0.0
			11	役務費	18,000	0	18,000	0.0
			24	指導事業	0	0	0	***
			7	報償費	0	0	0	****
			25	学力調査	1,894,000	1,807,482	86,518	95.4
			12	委託料	1,894,000	1,807,482	86,518	95.4
			26	小中連携の更なる推進	185,000	0	185,000	0.0
			7	報償費	185,000	0	185,000	0.0
			27	学校運営改善・発展のための事業	794,000	0	794,000	0.0
			7	報償費	794,000	0	794,000	0.0
			28	オリンピック・パラリンピック教育推進	7,400,000	50,420	7,349,580	0.7
			7	報償費	1,585,211	15,000	1,570,211	0.9
			12	委託料	5,500,000	0	5,500,000	0.0
			17	備品購入費	314,789	35,420	279,369	11.3
			29	いじめ問題等対策推進	80,000	0	80,000	0.0
			1	報酬	80,000	0	80,000	0.0

(単位:円及び%)

款	項	目	節	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
				30 主権者教育推進	240,000	120,000	120,000	50.0
				7 報償費	240,000	120,000	120,000	50.0
				31 笑育	2,805,000	0	2,805,000	0.0
				10 需用費	0	0	0	****
				12 委託料	2,805,000	0	2,805,000	0.0
				32 家庭学習通信環境整備支援	110,000	0	110,000	0.0
				11 役務費	110,000	0	110,000	0.0
				33 授業改善推進拠点校事業	400,000	309,661	90,339	77.4
				7 報償費	90,339	0	90,339	0.0
				10 需用費	309,661	309,661	0	100.0
				34 社会の力活用事業	227,000	0	227,000	0.0
				1 報酬	227,000	0	227,000	0.0
				35 特別支援教育に関する実践研究充実事業	2,856,000	106,800	2,749,200	3.7
				7 報償費	1,646,000	106,800	1,539,200	6.5
				10 需用費	776,000	0	776,000	0.0
				11 役務費	84,000	0	84,000	0.0
				17 備品購入費	350,000	0	350,000	0.0
				2 小学校費	22,288,000	9,088,254	13,199,746	40.8
				2 教育振興費	22,288,000	9,088,254	13,199,746	40.8
				5 図書整備	13,806,000	8,212,984	5,593,016	59.5
				1 報酬	9,255,000	5,787,884	3,467,116	62.5
				3 職員手当等	1,692,000	808,844	883,156	47.8
				8 旅費	27,000	838	26,162	3.1
				10 需用費	49,000	27,720	21,280	56.6
				12 委託料	523,000	304,920	218,080	58.3
				13 使用料及び賃借料	2,200,000	1,282,778	917,222	58.3
				17 備品購入費	0	0	0	****
				18 負担金、補助及び交付金	60,000	0	60,000	0.0
				6 夏季施設関係費	4,838,000	562,870	4,275,130	11.6
				10 需用費	25,000	0	25,000	0.0
				12 委託料	3,124,000	10,450	3,113,550	0.3
				18 負担金、補助及び交付金	1,689,000	552,420	1,136,580	32.7
				7 移動教室関係費	3,644,000	312,400	3,331,600	8.6
				10 需用費	25,000	0	25,000	0.0
				12 委託料	2,160,000	0	2,160,000	0.0
				18 負担金、補助及び交付金	1,459,000	312,400	1,146,600	21.4
				3 中学校費	38,022,000	14,907,703	23,114,297	39.2
				2 教育振興費	38,022,000	14,907,703	23,114,297	39.2
				5 図書整備	9,230,000	5,545,024	3,684,976	60.1
				1 報酬	6,144,000	3,932,142	2,211,858	64.0
				3 職員手当等	1,145,000	546,792	598,208	47.8
				8 旅費	18,000	0	18,000	0.0
				10 需用費	67,000	4,620	62,380	6.9
				12 委託料	349,000	203,280	145,720	58.2
				13 使用料及び賃借料	1,467,000	855,190	611,810	58.3
				17 備品購入費	0	0	0	****
				18 負担金、補助及び交付金	40,000	3,000	37,000	7.5
				6 移動教室関係費	7,074,000	9,400	7,064,600	0.1
				10 需用費	6,000	0	6,000	0.0
				12 委託料	1,875,000	9,400	1,865,600	0.5
				18 負担金、補助及び交付金	5,193,000	0	5,193,000	0.0
				7 修学旅行関係費	4,708,000	2,682,202	2,025,798	57.0
				12 委託料	691,000	1,200	689,800	0.2
				18 負担金、補助及び交付金	4,017,000	2,681,002	1,335,998	66.7
				8 部活動助成	17,010,000	6,671,077	10,338,923	39.2
				1 報酬	10,838,000	4,296,177	6,541,823	39.6
				7 報償費	4,608,000	1,350,000	3,258,000	29.3
				8 旅費	52,000	0	52,000	0.0
				11 役務費	87,000	26,900	60,100	30.9
				18 負担金、補助及び交付金	1,425,000	998,000	427,000	70.0
				合計	313,793,546	156,042,472	157,751,074	49.7

(8) 指導室 (小学校分合計)  
歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

款	項	目	節	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
10				教育費	13,316,188	7,145,210	6,170,978	53.7
	1			教育総務費	7,316,188	3,919,420	3,396,768	53.6
		3		教育指導費	7,316,188	3,919,420	3,396,768	53.6
			8	夏季休業水泳指導	101,088	82,290	18,798	81.4
			10	需用費	101,088	82,290	18,798	81.4
		14		教育研究推進	1,196,000	545,319	650,681	45.6
			7	報償費	316,000	81,800	234,200	25.9
			10	需用費	880,000	463,519	416,481	52.7
		15		地域交流推進	504,000	135,150	368,850	26.8
			7	報償費	93,000	10,000	83,000	10.8
			10	需用費	407,000	125,150	281,850	30.7
			11	役務費	4,000	0	4,000	0.0
		18		児童・生徒健全育成	300,000	105,416	194,584	35.1
			7	報償費	20,000	0	20,000	0.0
			10	需用費	280,000	105,416	174,584	37.6
		20		情報教育推進費	4,610,100	2,791,446	1,818,654	60.6
			10	需用費	4,610,100	2,791,446	1,818,654	60.6
		23		学力向上推進	605,000	259,799	345,201	42.9
			7	報償費	275,000	54,600	220,400	19.9
			10	需用費	274,000	191,199	82,801	69.8
			18	負担金, 補助及び交付金	56,000	14,000	42,000	25.0
	2			小学校費	6,000,000	3,225,790	2,774,210	53.8
		2		教育振興費	6,000,000	3,225,790	2,774,210	53.8
			5	図書整備	6,000,000	3,225,790	2,774,210	53.8
			17	備品購入費	6,000,000	3,225,790	2,774,210	53.8
				合計	13,316,188	7,145,210	6,170,978	53.7

## (9) 指導室 (中学校分合計)

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

款	項	目	節	科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
10				教育費	9,951,328	5,386,813	4,564,515	54.1
	1			教育総務費	5,951,328	3,247,247	2,704,081	54.6
		3		教育指導費	5,951,328	3,247,247	2,704,081	54.6
			8	夏季休業水泳指導	44,928	43,942	986	97.8
			10	需用費	44,928	43,942	986	97.8
			14	教育研究推進	1,531,000	368,078	1,162,922	24.0
			7	報償費	966,000	155,000	811,000	16.0
			10	需用費	450,000	106,328	343,672	23.6
			11	役務費	5,000	5,000	0	100.0
			17	備品購入費	110,000	101,750	8,250	92.5
			15	地域交流推進	116,000	37,540	78,460	32.4
			7	報償費	30,000	0	30,000	0.0
			10	需用費	86,000	37,540	48,460	43.7
			18	児童・生徒健全育成	320,000	155,829	164,171	48.7
			7	報償費	35,000	0	35,000	0.0
			10	需用費	285,000	155,829	129,171	54.7
			20	情報教育推進費	3,073,400	2,325,209	748,191	75.7
			10	需用費	3,073,400	2,325,209	748,191	75.7
			23	学力向上推進	400,000	109,243	290,757	27.3
			7	報償費	280,000	50,000	230,000	17.9
			10	需用費	93,000	52,243	40,757	56.2
			18	負担金、補助及び交付金	27,000	7,000	20,000	25.9
			24	指導事業	466,000	207,406	258,594	44.5
			7	報償費	50,000	40,000	10,000	80.0
			10	需用費	200,000	67,406	132,594	33.7
			11	役務費	216,000	100,000	116,000	46.3
	3			中学校費	4,000,000	2,139,566	1,860,434	53.5
		2		教育振興費	4,000,000	2,139,566	1,860,434	53.5
			5	図書整備	4,000,000	2,139,566	1,860,434	53.5
			17	備品購入費	4,000,000	2,139,566	1,860,434	53.5
				合計	9,951,328	5,386,813	4,564,515	54.1

## 2 財政援助団体監査



(写)

狛監委登第 000077 号  
令和 3 年 12 月 24 日

狛江市長  
松原 俊雄 様

狛江市議会議長  
谷田部 一之 様

狛江市監査委員 東海林 和彦  
(公印省略)

同 石川 和広  
(公印省略)

財政援助団体監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。





令和3年度

# 財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

福祉保健部 福祉政策課

狛江市監査委員



# 令和3年度財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

団体 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
所管課 福祉保健部 福祉政策課

## 第3 監査の範囲

令和2年度及び令和3年4月1日から9月30日までの補助金の執行状況等

## 第4 監査の期間

令和3年9月10日から12月23日まで  
[監査の実施日：令和3年11月17日]

## 第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管課において、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか等、次の事項を主眼に、提出書類、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより実施した。

### 1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

## 第6 団体の概要

1 名称 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

2 設立 昭和45年5月22日

昭和49年12月4日社会福祉法人認可

3 所在地 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

4 目的

東京都狛江市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

5 事業内容

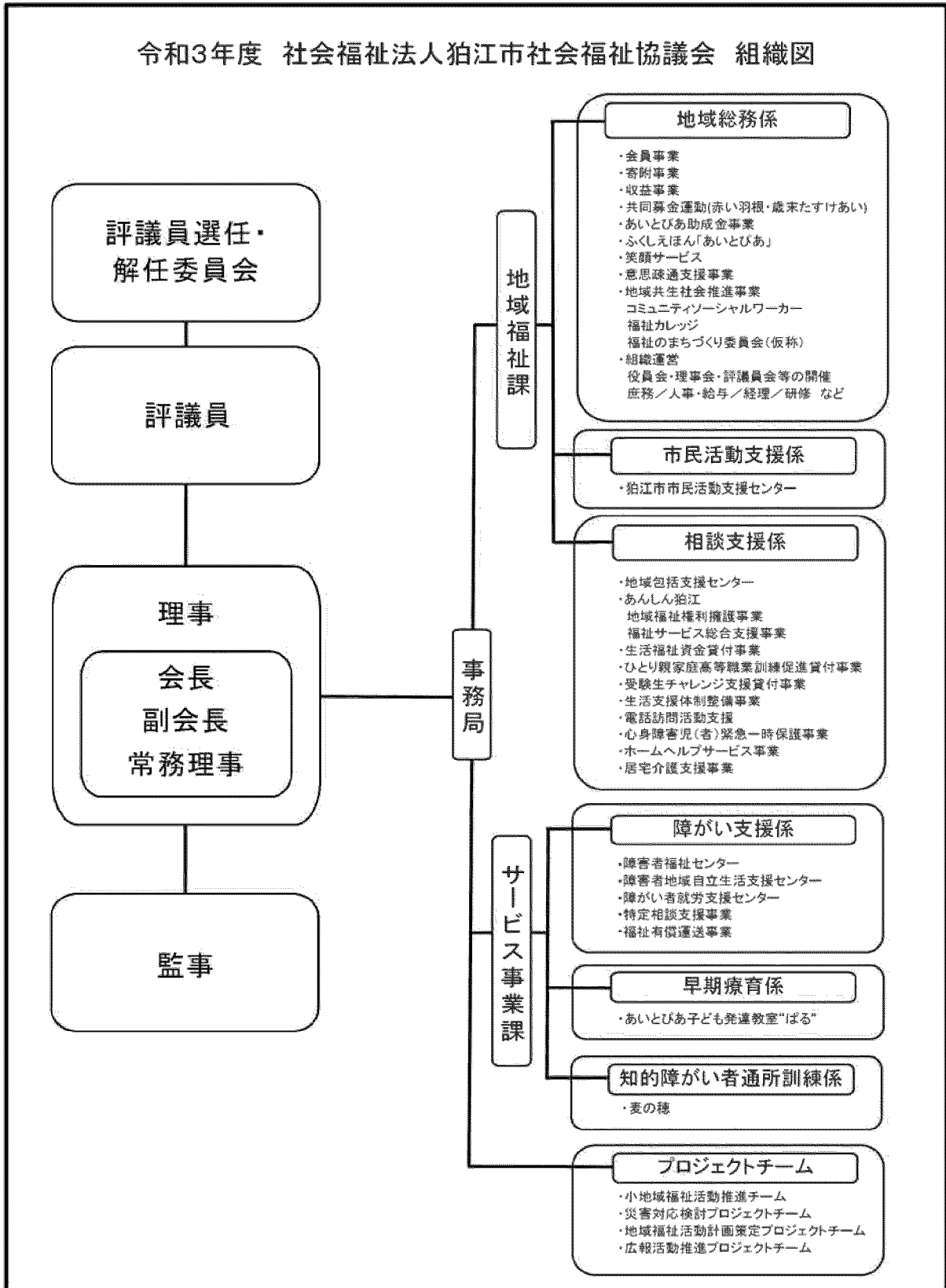
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 老人居宅介護等事業の経営
- (8) 福祉サービス利用援助事業の経営
- (9) 生活福祉資金貸付相談事業
- (10) 受験生チャレンジ支援貸付事業
- (11) 障害福祉サービス事業の経営
- (12) 移動支援事業の経営
- (13) 特定相談支援事業の経営
- (14) 障害児通所支援事業の経営
- (15) 障害児相談支援事業の経営
- (16) 生活支援体制整備事業
- (17) その他この法人の目的達成のため必要な事業

6 役員等

会 長	1 人
副 会 長	2 人
常務理事	1 人
理 事	7 人
評 議 員	16 人
監 事	2 人

7 組織

狛江市社会福祉協議会は役員等 29 名、職員 103 名（事務局長 1 名等）で構成されている。



8 市との関係

地域福祉の充実を図るため、行政と連携して福祉活動の推進に取り組む社会福祉法人狛江市社会福祉協議会に対して、狛江市補助金等交付規則、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱及び狛江市福祉有償運送事業補助金交付要綱等に基づき補助をしている。

9 狛江市社会福祉協議会補助金の状況（福祉政策課所管分）

（単位：円）

	令和2年度	令和3年度
社会福祉協議会運営事業	71,162,000	70,207,000
電話訪問サービス事業	171,890	277,000
在宅福祉サービス事業	17,025,574	20,977,000
福祉有償運送事業	—	9,015,000
交付確定（決定）額	88,359,464	100,476,000

※令和3年度分は、交付決定額

## 第7 監査の結果

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会及び福祉保健部福祉政策課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、社会福祉法第109条に規定されている「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、営利を目的としない民間組織である。昭和45年5月22日に任意団体として設立され、昭和49年12月4日に社会福祉法人として認可された。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等、地域福祉の推進を図ることを目的として幅広い活動を行っているところである。

社会が複雑化していく中、社会福祉協議会に求められる役割はますます増大している状況であるが、今後とも、社会福祉協議会の基本理念《「であい・ふれあい・ささえあい」のまち、一人ひとりが主役になるまち、誰もが安心して暮らせるまち》のもと、狛江市民が住み慣れたまちで安心して暮らしていくことができるよう、引き続き、市、地域の社会福祉事業経営者、福祉活動を行う方々等との連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていただきたい。

なお、社会福祉協議会及び福祉保健部福祉政策課については、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められるものの、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。以下、改善、検討を要する事項を述べる。

### 1 補助金交付要綱について

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助対象経費として掲げられている「ボランティアのまちづくり事業」及び「福祉教育推進事業」については、平成28年4月に設置された狛江市市民活動支援センターの指定管理業務として事業実施されているとのことであった。そのことから、補助対象事業では無くなっているとのことから、実態に即した要綱に改められたい。

### 2 事業実績報告書について

令和2年度事業実績報告書において、補助金等交付額欄に実績報告額が記載されていた。本来であれば、実績報告を受け、市が事業内容を審査後に最終の補助金額が確定されるものであることから、補助金の運用に則した記載内容に改められたい。

### 3 事務処理について

社会福祉協議会において、提出を受けた令和2年度決算報告書及び貸借対照表の記載に一部誤りが見受けられたことから、適切な事務処理に努められたい。

### 4 寄附金について

社会福祉協議会において、主な収入の一つに寄附金収入がある。寄附者については社協だよりに掲載しているとのことであったが、その後の寄附の用途については、現在、周知等していないとのことであった。核家族化が進んでいる中、寄附の用途についても周知することにより、必要性・重要性等が認知され寄附による支えあう意識の醸成にもつながっていくと考えられる。このことから、より効果的な周知方法等について、今後検討されたい。



### 3 工 事 監 查



(写)

狛監委登第 000094 号  
令和 4 年 3 月 25 日

狛江市長  
松原 俊雄 様

狛江市議会議長  
谷田部 一之 様

狛江市監査委員 東海林 和彦  
(公印省略)

同 石川 和広  
(公印省略)

令和 3 年度工事監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、工事監査を実施したので、同条第 9 項、第 10 項及び第 11 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。



令和3年度

# 工事監査報告書

市道第523・533号線(ぽかぽか広場)整備(第I期)工事

都市建設部整備課(工事担当課)

総務部総務課(契約担当課)

狛江市監査委員



# 令和3年度工事監査報告書

## 第1 監査の概要

1. 監査の種類  
地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査
2. 監査の対象  
市道第523・533号線（ぼかぼか広場）整備（第I期）工事
3. 監査の範囲  
当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算、施工及び補助事業申請書類
4. 監査の期間  
令和3年9月17日から令和4年3月24日まで  
〔監査の実施日 令和4年1月21日〕
5. 監査の着眼点及び実施内容  
監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施する。  
なお、今回の監査については、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に技術調査委託して実施した。

## 第2 工事の概要

1. 工事件名 市道第523・533号線（ぼかぼか広場）整備（第I期）工事
2. 工事場所 狛江市東和泉三丁目13番及び14番地内
3. 工事概要  
(1) 施工面積：1,031 m<sup>2</sup>  
【基盤整備工】  
フェンス付き擁壁1工：29.2m  
フェンス付き擁壁2工：12.9m  
花壇土留め工：34.1m  
【園路広場工】  
インターロッキングブロック舗装：453 m<sup>2</sup>  
人工芝工：299 m<sup>2</sup>  
縁石工：1式  
ベンチ工：1式  
ステージデッキ工：1基  
パーゴラ工：1基  
水飲み工：1基  
フェンス工：1式  
車止め工：1式  
擬木チェーン柵工：1式  
【植栽工】  
高木移植工：4本  
常緑低木移植工：12本

中木植樹工：1本  
生垣工：41.9m  
低木植樹工：141本  
地被類植樹工：110鉢

【設備工】

給水設備工：1式  
排水設備工：1式  
電気設備工：1式

(2) 契約方式 指名競争入札

(3) 工事請負業者 株式会社 和泉園

(4) 事業費 (消費税含む)

設計金額 72,252,400円

請負金額 61,414,540円

(5) 入札公告日 令和3年7月26日

(6) 入札年月日 令和3年8月26日

(7) 契約年月日 令和3年8月27日

(8) 工期 令和3年8月30日から令和4年2月28日まで

(9) 工事進捗状況 計画75% 実施91.8% (令和3年12月末日現在)

4. 計画の経緯

狛江市では、道路用地として市民に広く開放されていた「ぼかぼか広場」について、和泉多摩川駅周辺及び多摩川との一体的な活用を見据えて、ワークショップを開催し、市民の意見を集約した「ぼかぼか広場整備基本構想」を令和2年6月に策定した。

「広場」については、多摩川と和泉多摩川駅に近いという特性を活かし、イベントにも利用できる機能を持たせ、また、小田急線高架側道沿いの「緑道」については、自然を活かし「多摩川源流から河口まで」をイメージした歩行空間として整備することとしている。

実施設計は、令和2年度に行い、令和3年9月より「市道第523・533号線（ぼかぼか広場）整備（第1期）工事」として工事に着手し、令和4年度の完成を目指している。

第3 監査の結果

1. 総括的所見

工事の計画・設計・積算・契約・施工及び施工管理・設計変更・工事監理及び検査・現場施工状況等の各段階における合理性・経済性・効率性・有効性・透明性等の観点から、当該工事の着手前の書類、着手後の書類及び現地調査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと判断した。

2. 技術調査における所見

工事地域は、多摩川と和泉多摩川駅近くに位置している。当該工事は、道路用地として市民に開放されていた通称“ぼかぼか広場”及び小田急線高架側道沿いの緑道を、子どもから高齢者までが楽しめる空間として地域関係者の意見を反映させて整備するものである。

多様性が求められる中、その地域の特性を生かし核となる空間として、市民の多くが求める具体的なイメージを設計することは大変難しいことであるが、工事担当者は、このような使命を受けていることを念頭に地域が求めているイメージをさらに進化させ、有効的、効率的及び経済的な核となる空間工事を進めていくことを願っている。



### 3. 書類調査における所見

書類調査では、工事図面、仕様書、積算書等について適格性、正確性、経済性等が適正に確保されているかについて調査し、また、説明を受けて関係書類の確認を行った。書類は定められた書式で整理され、調査の際に示された書類は適正に作成されていた。また、確認した書類は、計画・設計・積算・契約・施工及び施工管理・設計変更・工事監理及び検査等の各段階における技術的事項について調査した。その結果、おおむね良好であると判断した。

なお、個々の調査事項及び留意事項については、以下の各号に示すとおりである。

#### (1) 工事着手前における指摘及び留意事項等

##### 1) 当該工事の計画について

当該工事の計画について、計画の根拠及び起工伺について以下のとおり調査した結果、おおむね良好であった。

① 当該事業計画の根拠について「ぼかぼか広場整備基本構想(令和2年6月策定)」に基づき対応しているとの説明を受けた。当該事業計画は適正である。

② 工事施行の決裁について調査した。起案文書は令和3年7月2日に起案されている。当該決裁は、「狛江市工事施工規程」に基づいているとの説明を受けた。適正である。

##### 2) 設計について

設計は、事業目的に適合しているか、設計時に参考とした各種設計基準は設計時の最新版を使用しているか、特記仕様書は当該工事施工に対し必要項目が網羅されているか、また表現は適切であるか、工期の設定は適性か、現場の状況に適合し経済的な設計となっているか等について調査した結果、おおむね良好であった。確認した事項及び一部留意していただきたい事項について以下の各号に示す。

① 事業目的について聞き取り調査を行った。聞き取りの結果、当該工事は、市民から意見を収集して策定した「ぼかぼか広場整備基本構想」に基づき地域の核となる空間を整備するものであるとの説明を受けた。適正である。

② 当該工事の設計に使用した基準等について、設計時の最新版であるかについて調査した。使用した基準等は一覧表として調査時に提供され、また、各資料が準備されていた。聞き取りの結果、使用した基準類はいずれも設計時の最新版であることを確認した。さらに、現物調査として一覧表から任意に「設計委託標準仕様書」(東京都建設局)平成27年4月及び「詳細設計照査要領」(東京都建設局)平成10年5月の2基準を選定し現物確認した。いずれも適正である。

③ 当該工事の特記仕様書について調査した。特記仕様書は、工事全体を包括的に述べているのでおおむね良好である。しかし、以下の表現について今後留意していただきたい。

ア 特記仕様書「22 工事中の安全対策 (3)」において、歩行者通路を設置する場合の対応策を述べているが、「勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け」という表現になっている。「階段」は「スロープ」にするのが適切な表現であるので留意していただきたい。

④ 当該工事における工期の検討は、基準に則っているかについて聞き取り及び算定書の確認を行った。その結果、算定書は基準に則っていることを確認した。適正である。

⑤ 当該工事の設計は、現場の状況に適合しているか調査した。設計は「ぼかぼか広場整備基本構想」に則っている外、既存河川堤防の安全性を検証しているとの説明を受けた。妥当な対応であり適正である。

##### 3) 積算について

積算において使用した参考資料は、その時点の最新版であるか、見積り依頼による単価設定はあるか、積算書の照査は行われているか等について以下のとおり調査した結果、おおむね良好であると判断した。

- ① 積算時に参考とした積算基準、積算資料等について積算時の最新版を利用しているかについて調査した。調査時に利用した基準類の一覧表が提供され、また、利用した基準類が準備されていた。代表的に「積算基準（共通編Ⅱ）令和2年10月（東京都市建設行政協議会）」を選定し調査した。その結果、積算時の最新版であることを確認した。適正である。
- ② 見積り依頼による単価設定について調査した結果、基準に従い3者から見積りを聴取しその平均値としているとの説明を受け、見積り聴取による単価綴を確認した。適正である。
- ③ 積算書の照査について起案文書に添付されている積算書を調査した結果、担当者・係長・課長・部長がそれぞれチェックしていることを確認した。適正である。

#### 4) 契約について

契約における関係書類の整備状況について、契約関係書類の通知及び提出が適切になされているか等について以下のとおり調査した結果、おおむね良好であった。

- ① 当該工事の発注に当たり、請負会社の選定は適切に行われているか調査した結果、「狛江市工事請負指名競争入札参加者指名基準」に基づき選定し、狛江市指名業者選定委員会（7月19日開催）の議を得て決定した。当該工事の指名業者数は8社であったとの説明を受けた。適正である。
- ② 契約約款に示されている履行保証、前払金保証及び火災保険等について調査した。  
履行保証は、東日本建設業保証株式会社による保証書（保証金額；6,141,454円）、また、前払金保証は同様に東日本建設業保証株式会社による保証書（保証金額；24,500,000円）及び火災保険等については、労災保険に加入されていることを確認した。特に問題はない。
- ③ 主任技術者は、技術者届によつて的確に届出されているか書類を確認した。その結果、「現場代理人及び主任技術者等通知書」により適正に届出されていることを確認した。適正である。
- ④ 監督員通知書について、的確に請負業者に通知されているか調査した。監督員通知は（狛都整発第000166号）で決定し通知しているとの説明を受け、記録を確認した。適正である。
- ⑤ 契約書に添付されている印紙について調査した。令和4年3月31日までの間に作成されるものについては軽減税率の対象となっている。契約金額は61,414,540円であり、3万円の印紙が貼付されているとの説明を受け、契約書を確認した。印紙は割印されており適正である。

#### (2) 工事着手後における指摘及び留意事項等

##### 1) 施工及び施工管理について

施工及び施工管理は、当該工事に示された設計図、設計仕様、特記仕様書及び関連仕様書に示されている事項を遵守し、請負業者が当該工事のために作成した「施工計画書」に基づき施工されるものである。したがって、「施工計画書」で定めた手順に従って工事を進めることは極めて重要である。施工管理の基準となる「施工計画書」の作成に当たり、責任技術者がどのように設計者の意図を的確に理解し反映させようとしているかについて、発注者は、「施工計画書」の内容について時間をかけてチェックし設計の意図に合致させ、目的とする設計を完成させるようにしていただきたい。

諸官庁への手続きは、適切に行われているか、工事の施工及び施工管理に関する行動について「施工計画書」に検討されているか、工事は、設計図、特記仕様書及び施工計画書に基づいて施工されているか、法令を遵守して施工されているか、責任技術者等は適切に配置されているか、工事材料申請は計画的に行われているか、工程管理は適切か、現場の保安措置は適切か等について調査した結果、おおむね良好であった。

調査した結果及び留意していただきたい事項について以下の各号に示す。

- ① 諸官庁への手続きは適切に行われているか調査した。工事施工に関する事務手続きは文書を発行して対応しているとの説明を受け、手続きを行った一覧表を確認した。適正である。
  - ② 施工計画書の内容について調査した。以下に調査した事項及び留意していただきたい事項を示す。
    - ア 施工計画書は、請負業者の責任技術者が当該工事設計図書等を理解し、工事を進める方法を示したシナリオである。したがって、当該工事に従事する従業員及び作業員の指導及び教育のために使用することも大きな目的の一つであることから、理解しやすい構成にしなければならない。そのような観点から当該施工計画書を見ると、全体の構成、見やすさ等は標準的であり特に問題はない。
    - イ 施工管理計画に写真管理計画が記載されていないため理由を調査した結果、別途承諾願により提出されていることを確認した。特に問題はない。
    - ウ 施工計画書は形骸化しないよう、例えばA:購入資材の保管方法、B:「悪天候又は震度4以上の地震」に対する対応策・巡回の手順・報告の手順等を明確化するように請負業者の指導を行っていただきたい。
  - ③ 工事は、契約書、設計図書及び施工計画書に基づき的確に施工されているかについて聞き取り調査した。工事は設計図書及び施工計画書に基づき施工されているとの説明を受けた。適正である。
  - ④ 工事材料承諾願について調査した。請負業者から提出された工事材料承諾願は記録として綴に的確に整備されていることを確認した。適正である。
  - ⑤ 工程管理について調査した。工程は12月末日で計画値75%進捗値91.8%であるとの説明を受けた。特に問題はない。
- 2) 設計変更について  
現在までに設計変更は随時協議が行われている。工事金額については、今後協議を行うとの説明を受けたが、そのほとんどは軽微な変更であり、設計変更についてはおおむね良好である。特に問題はない。
- 3) 工事監理及び検査について  
工事は設計図書等に基づき、施工計画書を定めて、工事監理及び検査を行い完成させる。これが一般的な公共工事の手順である。これらの手順の中で重要な事項は工事監理及び検査であることから工事監理について、また、検査依頼に対し検査が遅れたことはないか等について調査を行った。調査した結果、おおむね良好であった。以下に調査結果について示す。
- ① 工事材料検査依頼及び立会検査依頼に対し、検査の遅れはないかについて調査した。その結果、依頼された検査に対し遅れたことはないとの説明を受けた。適正である。
- 4) 委託業務について  
委託業務は当該工事の設計委託業務が該当するので、設計業務の履行確認が適切に行われたかを調査した。設計図面の原図を確認した結果、委託成果品等が適切であることを確認した。適正である。

#### 4. 現場施工における所見

工事現場について調査した。当該工事は、公園整備工事であることから、公園外柵により境界がほぼ明確になっている。また、工事は丁寧に進められていることを確認し、おおむね良好であると判断した。

##### (1) 現場施工状況について

工事現場は、そのほとんどが完了しており全体的に整然としていることが確認できた。調査時に工事は行われていないため、施工状況の確認はできなかった。しかし、工事現場の仕上げ状況から、丁寧に施工が行われたものと推測できた。全体的に見て標準的な仕上がりである。適正である。

##### (2) 工事看板・掲示物の設置状況について

工事現場に掲示してある看板等について調査した。

- ① 工事現場には、ア、建設業の許可票、イ、施工体系図、ウ、労災保険成立票、エ、建退共加入者証、オ、広報板等が確認できた。適正である。

#### 5. その他の所見

##### (1) 新型コロナウイルス感染防止対策について

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、1年間延期されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も無事終了した。開催中には国内における新型コロナウイルス感染者の急増に伴い競技は無観客で行われた。現在はオミクロン株という変異型が猛威を振るい、世界的なパンデミックの真ただ中である。

このような状況下においては、今後しばらくはコロナウイルスとの共存を考え、感染防止の基本である、手洗いの励行、咳エチケット対策、三密の回避等を守り「自分の命は自分で守る」災害時の基本事項を守っていくことが大切である。社会資本整備を担う者にとっては、地域社会の安全・安心の確保は極めて重要である。

工事における新型コロナウイルス感染防止については、引き続き対処方針をしっかりと定め、感染予防策を講じながら社会資本の構築を図っていただきたい。

## 4 監査に係る措置結果

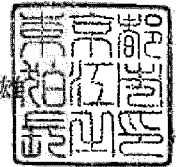




狛子政発第 000115 号  
令和 3 年 4 月 30 日

狛江市監査委員  
東海林 和彦 様  
石川 和広 様

狛江市長  
松原 俊雄



定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 3 月 18 日付け狛監委発第 000084 号により措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

## 監査の結果に基づいて講じた措置等（子ども家庭部）

### 〔各課共通〕

#### 1 個人情報の適正管理について

委託契約における「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書」第13条第2項では、受注者は各個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならないとされている。これは、受注者に対し、管理している個人情報の適正な維持管理と安全確保のための必要な措置を講じるよう定めた項目である。受注者の履行確認は市としてのリスク管理としても欠かすことができないところではあるが、どの課も適正な確認が不足している状況であった。

再度、個人情報の取扱いについて見直し、管理を徹底していただきたい。

#### 講じた措置の内容

子ども家庭部が所管する事業のうち、委託契約において個人情報を取り扱うものについては、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書」において市に定期報告又は緊急時報告することとなっている事項を、個人情報保護の所管部署（企画財政部政策室）と調整のうえ、「個人情報を含む業務委託の定期報告書（雛型）」として整理しました。

今後は、本雛形を使用して、事業者における個人情報の適正な維持管理と安全確保のための必要な措置について定期的な確認を行ってまいります。

#### 2 鍵の管理方法について

各課で管理している鍵についてはキーボックスの鍵のかかる場所に保管されていた。しかし、鍵のリストが作成されておらず、鍵の所有状況等が把握できていない課があった。また、スペアキーについては、本鍵と一緒にまとめられているものもあり、同時に紛失してしまう危険も考えられる。

管理や保管状況を明確にし、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

#### 講じた措置の内容

キーボックスに収納しているキャビネット等の鍵については、鍵の使用状況が一目で分かるようなリストを作成し、キャビネット脇に貼付するとともに、スペアキーは元鍵と分離し、管理職が管理することとしました。



### 3 各事業の実施にあたって

委託事業や補助金交付事業において、契約や補助金交付要綱で定められている内容と相違する履行が一部で見受けられた。事業の実施にあたっては、公正かつ合规性、正確性、経済性、効率性、有効性の確保に留意し、再度、委託内容や補助金交付要綱等の条項を確認し、定められた内容に則り適正な執行に努めていただきたい。また、実態に合った合理的な内容かどうかあわせて点検を行い、必要に応じ改めていただきたい。

#### 講じた措置の内容

令和3年度の委託契約書を交わすに当たり、内容を精査し、契約書の見直しを行いました。委託業務の執行にあたっては、随時、仕様書どおりの業務が行われたかどうか確認し、予算執行にあたっては、契約内容を確認したうえで適正に行ってまいります。

また、各種補助制度の運用を見直し、計画的な実施に向けた年間スケジュールの見直しを図り、交付要綱等に則った適正な執行に努めてまいります。

#### 〔児童育成課〕

小学生クラブ障がい児対応業務委託において、各クラブに臨時職員を配置しているが、詳細な出勤状況については把握していないとのことであった。委託料は各クラブに配置される臨時職員数により積算されていることから、配置等も含め適切に履行されるよう確認しながら事業執行をお願いする。

#### 講じた措置の内容

小学生クラブ障がい児対応業務委託について、実績報告書提出時に職員の月ごとの支払額の内訳書を提出させ、チェックすることにより、適切に履行されていることを確認することとしました。

#### 〔子ども発達支援課〕

子育て教育支援システム構築委託の執行において、予算科目を誤って処理し、後に振替処理を行っていた。子ども発達支援課は課も施設も新設されており、新たに事業が進められていることから、事業ごとに詳細を確認し適正な事務執行に務めていただきたい。

#### 講じた措置の内容

令和3年度予算の執行に当たっては、担当と係長が二重チェックを行い、適正な事務執行に努めています。特に年度当初は、新たな事業の支払もあるため、予算書と予算科目を突き合わせるなど入念に確認を行っています。



狛福政発第 000358 号  
令和 4 年 2 月 28 日

狛江市監査委員  
東海林 和彦 様  
同  
石川 和広 様

狛江市長  
松原 俊雄  
(公印省略)

財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 12 月 24 日付け狛監委発第 000077 号により、財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

## 別紙

### 監査の結果に基づいて講じた措置等（福祉政策課）

#### 1 補助金交付要綱について

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助対象経費として掲げられている「ボランティアのまちづくり事業」及び「福祉教育推進事業」については、平成28年4月に設置された狛江市市民活動支援センターの指定管理業務として事業実施されているとのことであった。そのことから、補助対象事業では無くなっているとのことから、実態に即した要綱に改められたい。

#### 講じた措置

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会補助金交付要綱（平成15年要綱第60号。以下「要綱」という。）について、令和4年4月1日施行に向け改正作業を行っております。改正内容といたしまして、今回ご指摘いただきました補助対象事業について、別表から「ボランティアのまちづくり事業」及び「福祉教育推進事業」の項を削る改正を行うほか、その他別表内の文言整理を行い、実態に即した要綱に改めてまいります。

#### 2 事業実績報告書について

令和2年度事業実績報告書において、補助金等交付額欄に実績報告額が記載されていた。本来であれば、実績報告を受け、市が事業内容を審査後に最終の補助金額が確定されるものであることから、補助金の運用に則した記載内容に改められたい。

#### 講じた措置

1の要綱の一部改正において様式につきましても見直しを行っております。

見直しの内容といたしましては、改正前は、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号。以下「規則」という。）第5条に規定する申請書及び規則第13条に規定する報告書を様式として使用して使用していましたが、改正後は、要綱の様式として補助金交付申請書、補助金交付・不交付決定通知書、補助金交付請求書、補助対象事業実績報告書、補助金確定通知書兼精算書、補助金交付決定取消通知書及び補助金返還命令書の様式を加えるものでございます。

今回ご指摘いただきました部分の対応といたしましては、第8条の規定により狛江市社会福祉協議会から「交付決定額」、「実績額」及び「精算額」を補助対象事業実績報告書に記載の上、補助対象事業の実績を報告していただくようにいたします。市長は、第9条の規定により実績報告を審査の上、補助金交付額を確定し、補助金確定通知書兼精

算書により狛江市社会福祉協議会に通知し、必要に応じて精算するようにいたします。  
以上の内容の要綱の一部改正を行い、令和3年度の実績報告につきましては、補助金の運用に則した記載内容に改めます。

### 3 事務処理について

社会福祉協議会において、提出を受けた令和2年度決算報告書及び貸借対照表の記載に一部誤りが見受けられたことから、適切な事務処理に努められたい。

#### 講じた措置

令和3年度の決算から決算報告書等を作成するうえでのチェックリストを作成するとともに、会計責任者をはじめ、複数の職員による確認を徹底します。

### 4 寄附金について

社会福祉協議会において、主な収入の一つに寄附金収入がある。寄附者については社協だよりに掲載しているとのことであったが、その後の寄附の用途については、現在、周知等していないとのことであった。核家族化が進んでいる中、寄附の用途についても周知することにより、必要性・重要性等が認知され寄附による支えあう意識の醸成にもつながっていくと考えられる。このことから、より効果的な周知方法等について、今後検討されたい。

#### 講じた措置

寄附金の用途・成果についても、令和4年度から社協だより、ホームページ等で公開し、寄附の用途等を可視化することで、信頼性の確保につなげます。

また、当会事業の活動や理念に共感した上で、寄附の用途を選択できるようにしたり、地域の課題解決が寄附者にとって身近になり、寄附者の行動が社会貢献につながるという喜びを享受できるような仕組みを検討していきます。



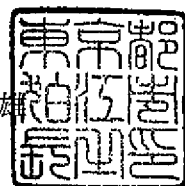


狛都整発第 000027 号  
令和 4 年 4 月 27 日



狛江市監査委員  
東海林 和彦 様  
石川 和広 様

狛江市長  
松原 俊雄



令和 3 年度工事監査の結果に基づく措置について (報告)

令和 4 年 3 月 25 日付け狛監委発第 000094 号により工事監査の結果について措置を求められていた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり報告します。

## 別 紙

### 監査の結果に基づいて講じた措置等（整備課）

#### 指摘（要望）事項等

#### 2. 技術調査における所見

多様性が求められる中、その地域の特性を生かし核となる空間として、市民の多くが求める具体的なイメージを設計することは大変難しいことであるが、工事担当者は、このような使命を受けていることを念頭に地域が求めているイメージをさらに進化させ、有効的、効率的及び経済的な核となる空間工事を進めていくことを願っている。

#### <講じた措置の内容>

工事担当者は、地域の求めるイメージをさらに進化させ、有効的、効率的及び経済的な核となる空間工事の実現のために、その地域の特性を把握し、工事に関する最新の情報を入手し、様々な視点から検討ができるように研修等にて自己研鑽に励んでまいります。

#### 3. 書類調査における所見

##### (1) 工事着手前における指摘及び留意事項等

##### 2) 設計について

③ 当該工事の特記仕様書について調査した。特記仕様書は、工事全体を包括的に述べているのでおおむね良好である。しかし、以下の表現について今後留意していただきたい。

ア 特記仕様書「22 工事中の安全対策（3）」において、歩行者通路を設置する場合の対応策を述べているが、「勾配が急な場合は必要に応じて階段等を設け」という表現になっている。「階段」は「スロープ」にするのが適切な表現であるので留意していただきたい。

#### <講じた措置の内容>

特記仕様書「22 工事中の安全対策（3）」に記載の「階段等」は「スロープ等」に表現を改めました。



(2) 工事着手後における指摘及び留意事項等

1) 施工及び施工管理について

施工管理の基準となる「施工計画書」の作成に当たり、責任技術者がどのように設計者の意図を的確に理解し反映させようとしているかについて、発注者は、「施工計画書」の内容について時間をかけてチェックし設計の意図に合致させ、目的とする設計を完成させるようにしていただきたい。

<講じた措置の内容>

工事担当者は、施工計画書の確認について、「責任技術者が設計者の意図を的確に理解し、施工計画書の内容に反映されているか」という点に留意し時間をかけて確認するとともに、受注者との初回打合せの際に、設計の意図を共有いたします。

(2) 工事着手後における指摘及び留意事項等

1) 施工及び施工管理について

② 施工計画書の内容について調査した。以下に調査した事項及び留意していただきたい事項を示す。

ウ 施工計画書は形骸化しないよう、例えばA;購入資材の保管方法、B;「悪天候又は震度4以上の地震」に対する対応策・巡回の手順・報告の手順等を明確化するように請負業者の指導を行っていただきたい。

<講じた措置の内容>

工事担当者は、施工計画書が形骸化する事の無いように、施工管理全般が各工事現場に合った内容になっているか確認いたします。

「購入資材の保管方法」については、材料に合った適切な保管方法を明記するように受注者へ指導いたします。

「悪天候又は震度4以上の地震」については、対応策・巡回の手順・報告の手順等を明確化し記載するように受注者へ指導いたします。また特記仕様書にも下記のとおり記載するようにいたしました。

20. 悪天候時及び地震発生時の工事現場の点検

受注者は、悪天候時又は震度4以上の地震（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震）が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

## 5. その他の所見

### (1) 新型コロナウイルス感染防止対策について

工事における新型コロナウイルス感染防止については、引き続き対処方針をしっかりと定め、感染予防策を講じながら社会資本の構築を図っていただきたい。

#### <講じた措置の内容>

工事におけるコロナ対策については、厚生労働省、東京都福祉保健局、国土交通省、東京都建設局における対応方針を注視し、狛江市新型コロナウイルス感染症対策本部の対応方針と合わせ、対処方針を定め感染予防策を講じてまいります。



狛教教学発第 000221 号

令和 4 年 5 月 30 日

狛江市監査委員

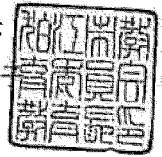
東海林 和彦 様

石川 和広 様



狛江市教育長

柏原 聖



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 4 年 3 月 25 日付け狛監委第 000092 号により措置を求められた事項について、  
地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知します。

別紙

## 監査の結果に基づいて講じた措置等（教育部）

### 〔各課共通〕

#### 1 備品の管理について

備品の管理については、財務会計システム（備品管理支援）の活用により行われているが、各課に備品の管理状況について確認するも備品台帳と現物との突合等、備品の確認は行われていない状況が見受けられた。今後は、備品台帳と現物の定期的な突合を行い、不要備品の廃棄、寄贈備品の登録等も含め、適正な備品管理に努めていただきたい。

### 講じた措置の内容

教育部で管理している備品台帳については、現物との突合に着手し、既に廃棄されている備品については、財務会計システム上の廃棄処理を行います。

各学校の備品台帳については、備品数が膨大であることから、まずは今年度、明らかな廃棄処理漏れについての調査に着手し、財務会計システム上の処理を適切に行うとともに、今後は年度ごとに突合を行う教室を決めるなど、計画的に台帳と現物の突合を行うよう指導します。

また、寄贈備品について、今後は各学校が寄贈を受けた際、学校長から学校教育課長に報告させることとし、備品登録が必要と判断した場合、各学校に備品登録依頼書兼通知書を作成させ、備品登録を行い、適正な備品管理に努めます。

### 〔学校教育課〕

#### 1 事務処理について

令和3年3月に行われた緑野小学校の食器洗浄機修繕にあたり、学校教育課で支出処理後（3月起票）、同案件に対し緑野小学校においても令和3年度予算にて支出処理（4月起票）が行われていた。その後、2重払いが判明し、緑野小学校処理分が戻入処理されていた。原因は、債権者が事務処理を誤り請求書を2通作成し、学校教育課、緑野小学校それぞれに請求していたためとのことで、2度目の支払後、債権者からの問い合わせで発覚したとのことであった。

本案件は、債権者からの問い合わせが無ければ判明しなかった可能性もある。学校修繕等では、学校教育課予算で対応することもあるとのことから、同じような誤りが発生しないよう、それぞれの案件に対し各学校との連絡・調整をしっかりと行い事業を進めていただきたい。

#### 講じた措置の内容

学校教育課、各学校の双方において、修繕の発注履歴をエクセル等で管理することを再徹底するとともに、これまで以上に両者における連絡・調整を密に行うことで、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めています。

#### 2 医薬用外毒物劇物の管理について

狛江第二中学校の医薬用外毒物劇物管理簿及び薬品別使用簿において、記入内容に不備（数量誤り、未記入）が見受けられた。今回の誤りの発生は、管理簿の記入項目が不足していたことも一因と考えられる。保健衛生上の危害を未然に防止するため、他の小中学校も含め、再度、取扱いに対する認識を改め、様式の見直し等も含め、毒物及び劇物等薬品の適正な管理をするよう指導に努めていただきたい。

#### 講じた措置の内容

御指摘を受けた学校では、薬品ごとの使用簿ではなく全薬品の一覧表が使用されていたため、記入項目（途中の購入数）の不足がありました。全小中学校に対し、薬品ごとの使用簿を使用するよう、また、医薬用外毒物劇物被害防止管理規定のブラッシュアップを図るよう参考様式を示し、指導室と共に指導を行いました。

#### 3 運転日報について

自動車運行管理において、運転日報に記載漏れ等、不備が散見された。運転日報は、自動車の安全な運転を確保するために必要な事項として、道路交通法等で定められている業務である。自動車は他課の職員も利用するところではあるが、車両及び使用管理のため、狛江市自動車管理規程及び狛江市有自動車安全運転管理規程に則り、自動車の整備及び点検にも留意し、常に安全な運行を図るよう努められたい。

#### 講じた措置の内容

運転日報については、運転者において記載を徹底するだけでなく、他部署に車両を貸し出す際、記載漏れがないよう呼びかけるとともに、車両の返却時にも使用実績を確認することで、再発防止に努めています。

また、乗車前に車体の異常の有無の確認を行うとともに、令和4年4月1日の道路交通法施行規則の一部改正を踏まえ、運転前に運転者に対する酒気帯び等の有無の確認を行い、安全な運行に努めています。

#### 4 鍵の管理について

給食センター内で管理している鍵については、鍵のかかるキーボックスに保管されていた。しかし、スペアキーについても、本鍵と一緒に保管されていたことから、同時に

紛失してしまう危険も考えられる。

管理や保管状況を明確にし、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

#### 講じた措置の内容

スペアキーは元鍵と分離し、金庫内で保管することとしました。また、元鍵を保管するキーボックスを事務室内壁面に金具で固定しました。

#### 〔指導室〕

##### 1 外部指導員について

技術指導員報償、外部指導員出勤記録では、活動時間が長い指導員では5時間、短い指導員では40分が見受けられた。部活動は、教育委員会において定められた「狛江市部活動ガイドライン」の活動方針にて、活動時間は平日2時間程度、土日3時間程度と定められている。長時間の活動により生徒に過度な負担とならないようガイドラインに沿った適切な活動を促していただきたい。

#### 講じた措置の内容

令和4年3月に部活動指導員（会計年度任用職員・顧問教員の負担軽減の為に配置している者）に係る通知において、「狛江市部活動ガイドライン」に沿って、部活動指導員の勤務時間を設定するよう各中学校に通知しました。

また、技術指導員（有償ボランティア）による部活動指導についても、「狛江市部活動ガイドライン」に沿って平日2時間程度、土日3時間程度で行うよう、令和4年5月に改めて各中学校に周知しました。

##### 2 OA 関係保守委託について

児童生徒用パソコン保守委託をはじめ、OA 関係保守委託において同一業者と随意契約しているものが見受けられる。それらをまとめて一括契約することにより、管理費等が抑えられる可能性も考えられることから、一括契約の可能性やメリット・デメリットを検証し、より有効な契約手続きをとるよう努められたい。

#### 講じた措置の内容

OA 機器保守事業者に一括契約の検討について申し出ました。現在、一括契約の可否、否の場合その理由をお知らせいただくよう、契約事業者に依頼しています。令和5年度予算要求までに整理し、最も効率的な形で予算編成を行います。

### 3 行事関係の委託契約書について

遠足・集団宿泊的行事委託、旅行・集団宿泊的行事委託における看護師の宿泊費について、契約に基づき支出しているとのことであった。しかし、委託仕様書には看護師の宿泊料については明記されていないことから、実態に即した適切な仕様書に修正された。

#### 講じた措置の内容

令和4年度と同契約において、看護師の宿泊料について、委託契約の対象経費として明記しました。

### 4 運転日報について

自動車運行管理において、運転日報に記載漏れ等、不備が散見された。運転日報は、自動車の安全な運転を確保するために必要な事項として、道路交通法等で定められている業務である。自動車は他課の職員も利用するところではあるが、車両及び使用管理のため、狛江市自動車管理規程及び狛江市有自動車安全運転管理規程に則り、自動車の整備及び点検にも留意し、常に安全な運行を図るよう努められたい。

#### 講じた措置の内容

上記指摘を受け、指導室内で規程の再確認を行い、運転者ごとに市有車の運行開始及び終了日時、運転距離等の記録を徹底しています。

また、万が一、記録漏れを発見した場合は、グループウェアで使用者を確認し、できるだけ速やかに使用者に補記をさせるよう指導室職員で共通理解を図りました。

### 5 鍵の管理について

管理している鍵については不特定多数の人が持ち出せる鍵のかからない引き出しに保管されていた。また、鍵のリストが作成されておらず、鍵の所有状況等が把握できない状況であった。

鍵の管理については、紛失や所在不明の鍵等が発生することも無いよう、リスク管理を踏まえ適正に管理、保管願いたい。

#### 講じた措置の内容

所有する鍵のリストを作成しました。

また、所有する鍵については、ダイヤル式の保管ボックスに保存することとし、ダイヤルの暗証番号は指導室職員のみで共有しています。

#### 〔教育支援課〕

1 令和2年5月に開所した「ひだまりセンター」は、「教育支援センター」・「児童発達支援センター」・「子ども家庭支援センター」の3センターが「きずく」・「よりそう」・「ささえる」・「つなぐ」の4つの支援で連携を取り、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、個人の成長に合わせ切れ目なく、垣根のない支援を行い、自立した生活や社会参加を目指す施設となっている。教育支援課の主な業務は、教育、就学、転学に関する相談、不登校や学校生活に配慮を要する児童・生徒への支援等となっており、これからは切り開いていく子ども達にとって非常に重要な役割を担っている。コロナ禍により、事業等の影響も出ているところではあるが、重要な責務を担うべく業務に努められたい。

#### 講じた措置の内容

ひだまりセンターでは、3つの支援センターの連携のもと、子育ての悩みやあらゆる子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行ってきました。支援を必要とする家庭は様々な課題を抱えており、関係機関との円滑な連携や垣根のない支援が必要です。今後もひだまりセンターの4つのコンセプトのもと、困り感がある家庭や子ども達の支援に当たっていきます。



登録番号（刊行物番号）

R 4 - 3

狛江市の監査

令和4年6月

令和4年6月発行

発行 狛江市

編集 狛江市監査委員事務局

狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1111（代）

印刷 庁内印刷（頒布価格 80 円）